

# 議会が、変わります！

## 3 + 1 の常任委員会へ

昭和50年から続いてきた現行の常任委員会制度。その改革に取り組みました。  
目的は、全ての議員が参画する場を増やすことにあります。  
その結果として、議員定数の削減とも相まって、少数精鋭の議会につながると考えております。

### ◆これまでの仕組み

- ◇4つの常任委員会・・・「総務」「厚生」「建設水道」「文教」。この委員会で、条例も予算も審議されることとなっています。
- ◇決算審査特別委員会・・・10月の決算審査の時期に、11名の委員で構成することになっています。委員は、各会派から会派人数によって選出されます。

### ◆新たな体制＝3 + 1 の常任委員会制度

#### ◇3つの常任委員会

##### 「総務都市創造常任委員会」

これまでの建設水道常任委員会と総務委員会のうち「人・ふれあい部（危機管理室は除く）」を除いたものが属します。

⇒ 人口減少時代・超高齢社会の時代にあって、公共施設・インフラ関係部署と財政・企画が一つの委員会となることで、まちのあり方について、社会環境の変化に対応しやすくなります。

##### 「健康福祉常任委員会」

健康部、福祉部、市民生活部

⇒ 保健所も所管しています。健康と福祉をはじめとした「暮らし」に軸足を置いた委員会となることから、議論の方向性が定まりやすくなります。

##### 「文教生活常任委員会」

これまでの文教常任委員会に、子ども部、人・ふれあい部（危機管理室を除く）、環境部が属することになります。

⇒ 教育分野に子ども部や自治振興が加わり、学校・家庭・地域の連携強化は勿論のこと、住民自治の深化も視野に入ります。

#### ◇予算決算常任委員会・・・24人全ての議員が所属します。

審議の流れは、前期全体会 → 分科会 → 後期全体会 となります。

「分科会」は、上記の3つの常任委員会を指します。これによって、決算審査にも全員の議員が審議に参加することになります。

### ◎現行との相違点

- ・全ての議員が、予算決算常任委員会の他に、1つの常任委員会に所属  
⇒ 1人が2つの常任委員会に所属する
- ・1日に1委員会のみ開催  
⇒ 全ての常任委員会の審議内容をリアルタイムで確認することが可能になる  
⇒ 行政側の説明員として市長が出席できる門戸を開放したことになる
- ・3常任委員会の所属期間は、原則2年  
⇒ 決算での審議内容を予算審議につなげやすくなる
- ・決算審査における総括質疑を、全議員が行う権利を有する  
⇒ これまでは、会派の代表者のみが行っていた  
⇒ 総括質疑の順番を審議後にすることによって、より深い質疑内容となる

今回の委員会制度の変更は、今後の行政の機構改革などによって影響を受けるものです。また、40年以上続き熟成されていた制度の変更でもあることから、トライ・アンド・エラーと繰り返し、より良いものに柔軟に対応することも幹事長会で了解されております。

# 30年度に行った特徴ある議会の取組

平成30年度は、中核市への移行、自然災害（地震・台風）の発生という、議会運営における背景がこれまでとは違いがありました。

そのような経験したことのない環境下、（前記以外に）新たに挑戦した取り組みをご紹介します。

これらは、各会派幹事長と協議を重ね、全議員の同意を得て進めた全議員によるものです。

また、その内容が議会運営上のルールとして適切かどうかの調査を議会事務局が担い、議員・職員共に対応をした取り組みです。

## ■全議員が一堂に会しての委員会審議

・・・総合センターに関わる予算の重要性・各委員会との関連性を考慮しての審議形式。

かつて、連合審査として2つ、ないし3つの委員会が合同で審査することはありましたが、全議員での委員会審査は初めてのことです。

## ■議会開催前に提出予定の条例案に対する説明会の実施・

・・・32本の中核市移行に関する条例審査を充実したものとするための準備行為。

議会では、議案が提出されて委員会で審議するのがルールです。提出されていない予定議案を、しかも、議会前に内容確認をするのは極めて異例です。これまで中核市移行した先進市においても前例は少なく、議会運営上のルールを確認しながら、慎重に進めました。

## ■議会主導による議会日程の変更と、臨時議会の急遽開催

・・・市役所職員が台風接近に備えた体制づくりと災害復旧に迅速に取り組むため災害対応の優先を議会が申し出。

災害時には、マンパワーが必要であり、市職員の災害対応を迅速にするため、台風情報を確認しながら、予定されていた委員会開催についての日程変更を議会側から申し出たものです。

これは、地震時も議会日程を組み替えた経験があったからこそ、スムーズにその対応が可能となりました。また、他の公務日程が入っていなかったことも幸いしました。

# 3月議会 中核市への初めての予算

これまで大阪府が行っていた事業を、中核市となる寝屋川市が担当する予算が計上されました。事業の一部をご紹介します。（予算額は概数です）

○不妊治療の医療保険適用外の一部助成	5350万円
○結核患者の医療費助成	1160万円
○小児慢性特定疾病の医療費の助成と自立支援	1億450万円
○母子父子寡婦への福祉資金の貸付	4700万円
○ひとり親家庭の日常生活支援	35万円
○難病対策の推進	258万円
○精神疾患患者と家族への支援と依存症患者への支援と 予防啓発	425万円
○食環境づくりの推進	82万円
○飲食店等に対する監視指導	1300万円
○災害、感染症などの健康危機事象への対策	71万円
○感染症の対策	2221万円
○医療機関施設に対する許可・立入検査等	19万円
○薬事関係の監視指導	138万円

○医療機関施設に対する許可・立入検査等	19万円
○薬事関係の監視指導	138万円
○環境衛生施設（旅館、公衆浴場、理・美容所、 クリーニング所など）に対する監視指導	1060万円
○狂犬病予防と動物愛護に関する啓発・指導	1950万円
○公害対策としての事業者の指導監視	5020万円
○産業廃棄物の適正処理	466万円
○教職員に対する研修	298万円
○外部監査の実施	826万円
○社会福祉審議会の設置・・・社会福祉と児童福祉に関する事項	
○地域保健審議会の設置・・・健康づくりと地域保健対策を総合的に推進	

中核市関連事業合計額は、約8億8000万円です。

# 3月議会

## 新規・拡充して取り組む事業

3月当初予算は、市長選挙が行われるため、必要最小限となる骨格予算ですが、これまでの行政の継続性や、取り組み時期の判断等から、拡充したり新規に計上されたものもあり、一部ご紹介します。

### ○安全安心な街へ

- ・避難所の物品の充実と、非常電話の設置
- ・防犯カメラ430台新規設置

### ○健康への取り組み

- ・糖尿病性腎症、生活習慣病の重症化への予防
- ・がん検診の予約サービス
- ・個別胃がん健診導入
- ・特定健診の受診促進を目的としたAIの活用
- ・産後ケアの非課税・生活保護世帯の負担軽減
- ・生活困窮者対策としての家計改善支援

### ○高齢者への支援

- ・地域支え合い推進員の配置
- ・リハビリ専門員の要支援者の自宅への派遣
- ・通所型短期集中サービスの充実

### ○教育環境の充実と児童の安全対策

- ・小学校4年生まで35人学級を拡充
- ・中学校給食に温かい副菜の提供
- ・GPS端末機の貸与を1・2年生に拡充
- ・通学路等に防犯カメラ120台設置

### ○教育環境の充実と児童の安全対策

- ・小学校4年生まで35人学級を拡充
- ・中学校給食に温かい副菜の提供
- ・GPS端末機の貸与を1・2年生に拡充
- ・通学路等に防犯カメラ120台設置
- ・学校出退勤管理システムの導入

### ○文化への取り組み

- ・図書館分室の開館日拡大
- ・移動図書館おきがる号の派遣拡大
- ・文化芸術祭の月間を通じた開催
- ・NHK公開番組の取り組み

### ○街づくり

- ・市道主要幹線道路の路面下の空洞探査
- ・経年化した水道管の更新と耐震の拡充
- ・香里浄水場廃止に伴う各種検討・推進
- ・おいしい水のみ場の設置
- ・寝屋川交通タウンマップの作成

### ○消費税増税対策

- ・保育所保育料の無償化
- ・認可外保育施設の保育料の軽減
- ・病児保育の利用料の軽減
- ・幼稚園の保育料の無償化
- ・プレミアム商品券の発行

など

## 各種計画等ができ上ってまいりました

30年度当初に予算化されていた各種計画等が策定され、議長団説明を受けましたのでご報告いたします。

### ■水道事業アセットマネジメント

今後40年間にわたるインフラの更新需要に基づき、更新需要の平準化を図る。その上で、計画的な施設更新と資金を確保するための方策。

### ■下水道ストックマネジメント実施方針

今後100年間のインフラの更新需要に対し、インフラの健全度を保った上で維持・修繕・改築の事業費の平準化を図るための方策。

### ■内部統制制度の方向性

住民福祉の増進という行政の組織目的の達成が阻害されないよう、事務を行う上でのリスク要因を識別・評価し、対策を行うための考え方。

### ■財政規律ガイドライン

健全で持続可能な財政基盤の確立・持続のため、財政指標の目標設定や財政運営の「見える化・標準化」など、実効性のある財政運営基準。

### ■水辺整備基本構想

市民活動を主体とした水辺づくりが成果を上げてきている中、新たな課題や機運などの社会情勢に対応するための基本構想と、具体的な取り組み場所での実施方針